

津島市は市制70周年を迎えます

問合 シティプロモーション課誘致・プロモーションG 内線2354・2355



市制施行70周年記念事業 キックオフ式典の開催

津島市は、平成29年3月1日に市制施行70周年を迎えます。市制施行70周年記念事業のキックオフとして、次のとおり式典を開催します。

日時 7月7日(木) 午後7時～8時

場所 文化会館小ホール

内容

- ・キックオフ宣言
- ・市制施行70周年記念事業として活動する団体による「がんばります!宣言」
- ・市民活動団体による演出
- ・市制施行70周年記念ロゴマーク、キャッチフレーズの発表および表彰

申込 不要

その他 ご来場の方には、市制施行70周年記念ロゴマークの缶バッジを進呈します。

市制施行70周年記念事業 ロゴマーク・キャッチフレーズの投票について

市制施行70周年記念事業のロゴマークとキャッチフレーズを募集したところ、ロゴマーク162作品とキャッチフレーズ563作品の応募がありました。これらを市で一次選考し、選出された各10作品において二次選考の投票を行っています。

投票締切 6月10日(金) 午後5時必着

投票方法

・投票箱による投票

市役所、神守支所、神島田連絡所の1階で投票できます。

・市ホームページによる投票

市ホームページ「市政・ビジネス」→「広報・行事」→「津島市制70周年記念事業」から投票できます。

優秀賞及び佳作の投票結果

7月8日(金)に市ホームページにて発表。優秀賞は、左記の市制施行70周年記念事業キックオフ式典で発表します。

津島の“和”スイーツ商品化

問合 企画政策課歴史・文化のまちづくり推進G 内線2333・2334

スイーツで津島市を盛り上げようと、平成27年度に開催した津島の“和”スイーツアイデアコンテスト(審査委員長辻口博啓)の受賞作品が、市内の店舗で商品化されました。

Lantern(らんたん)



店舗名 洋菓子パティスリー・シェフ

営業時間 午前9時～午後8時30分

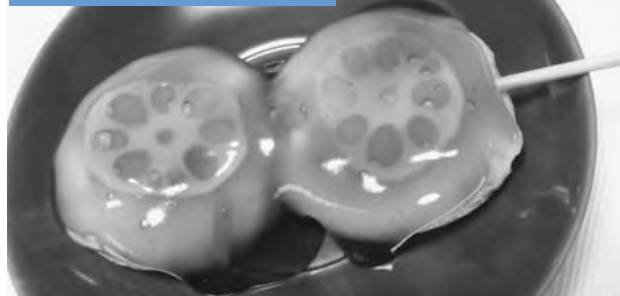
定休日 木曜日(イベント時営業)

場所 津島市西柳原町3丁目62(津島警察署を北へ250m)

☎0567-26-0582

販売価格 350円

レンコンみたらし団子



店舗名 Piccolo(ぴっころ)

営業時間 毎月10日 午前9時～正午

場所 津島神社南側駐車場

販売価格 200円

税務課からのお知らせ

問合 税務課市民税G
内線2201~2204

市・県民税の納税通知書の発送日

平成28年度市・県民税の納税通知書の発送日は6月10日となります。
※会社等から支払われる給与から天引きで納める方の場合は、5月12日に会社等の給与担当者あてに「税額通知書」を発送しました。

市・県民税の減免を受ける方は、納付前に手続きを

次の減免理由に該当する方は、納付前に申請手続きをしてください(申請期日を過ぎた場合や、既に納付した税額については減免できません)。

対象

- 1 6月30日現在において平成28年の所得が平成27年の所得に比べ2分の1以下に減少する方で、平成27年の所得が200万円以下の方
- 2 生活保護を受給されている方
- 3 6カ月以上長期療養を要する方

で、平成27年の所得が130万円以下の方

4 1月2日以後に死亡した方のうち平成27年の所得が200万円以下の方

5 雇用保険法の基本手当の受給資格がある方で、扶養する親族などがあり平成27年の所得が200万円以下の方

6 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方

7 障がい者、未成年者、寡婦、被爆者などで、平成27年の所得が、135万円以下の方

8 障がい者などで市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻のうち、平成27年の所得が135万円以下の方

9 勤労学生で、所得割を課されない方

申請期日

- 1に該当する方…8月1日(月)
- 2~6に該当する方

減免理由の発生の日から30日を経過した日、または最初に到来する納期限のいずれか遅い日

7~9に該当する方…6月30日(木)

申請場所

税務課市民税G(市役所2階)
該当項目により、必要な添付書類や減免額が異なりますので、詳しくはご相談ください。

平成28年度市・県民税の主な変更点

ふるさと納税制度による個人住民税の特例控除限度額の拡充

ふるさと納税における特例控除額の上限が、個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げられました(平成27年4月1日以後の寄附金から適用)。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

平成27年4月1日以降にふるさと納税をされた方で、一定の要件に該当する方は、確定申告書を提出することなく税制上の優遇措置を受けられる「ワンストップ特例制度」が創設されました(平成27年4月1日以後の寄附金から適用)。

この場合、所得税および復興特別所得税における軽減額に相当する額が「申告特例控除」として個人住民税所得割額から軽減されます。ただし、次のいずれかに該当する場合はワンストップ特例制度の適用を受けることはできません。

- ・確定申告書の提出が必要な方
- ・確定申告書や市県民税申告書を提出した方
- ・ふるさと納税先が5団体を超える方
- ・申告特例申請書に記載した市町村と寄附した年の翌年1月1日にお住まいの市町村が異なる方
- ・平成27年1月から3月末までにふる

さと納税をした方

公的年金からの特別徴収制度の見直し
平成28年10月以後に実施する特別徴収から公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われます。

仮徴収税額の算定の見直し

特別徴収額の平準化を図るため、仮徴収税額が、前年度の分の公的年金等に係る個人住民税額の2分の1に相当する額となります。

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
改正前	前年度分の 本徴収額÷3 ※前年2月と同額			(年税額-仮徴収額) ÷3		
改正後	(前年度分の年税額) ×1/2)÷3			(年税額-仮徴収額) ÷3		

継続 転出、税額変更の場合の特別徴収の継続

公的年金からの特別徴収対象者が転出した場合や税額に変更が生じた場合、特別徴収は停止となり、普通徴収に切り替わっていましたが、一定の要件の下で特別徴収が継続されることとなりました。

子育て支援課からのお知らせ

問合 子育て支援課
子育て支援G
内線2223・2224

児童手当の現況届

現在、手当を受けている方は、前年の所得状況や児童の養育状況等を確認するため、現況届の提出が必要となります。次のとおり手続きをしてください。

※所得が一定額以上の場合、手当額が変更になることがあります。

※現況届の提出がない場合、6月分以降の手当を受けられない場合があります。

日時・場所 下表のとおり

持ち物

- ・ 受給者あて通知書(現況届)
 - ・ 印鑑(朱肉を使うもの)
 - ・ 厚生年金等加入の方は受給者の方の健康保険被保険者証の写しまたは、年金加入証明書
 - ・ 振込口座を変更される方は、受給者名義の銀行預金通帳
- 平成28年1月2日以降に津島市に

児童手当 出張受付会場一覧表

受付会場	日 程	受付時間
市役所2階会議室	6月 1日(水)~30日(木) ※土・日曜日を除く	午前9時~午後5時
神守支所	9日(木)・14日(火)	午前10時~午後4時
神島田公民館	15日(水)	午後 1時~午後4時
南文化センター	16日(木)	午後 1時~午後4時
中央公民館	17日(金)	午後 1時~午後4時
児童科学館	11日(土)・19日(日)	午前10時~午後4時

転入された方は、平成28年度課税証明書(平成28年1月1日に住民票のあった市町村で発行したもの)

保険年金課からのお知らせ

問合 保険年金課
国民健康保険G
医療・年金G

所得申告のお願い

国民健康保険税の所得割額や高額療養費の1カ月あたりの自己負担限度額の区分の判定などは、前年の1月から12月までの1年間の所得をもとに決められます。

所得の申告をされないと、国民健康保険税が割高に算定されることや、高額療養費の自己負担限度額が上位所得者と判定されることがあります。

国民健康保険に加入されている方で、収入が無かった、少なかったなどの理由で申告をされていない方は、必ず所得申告をしてください。

なお、公的年金収入や給与収入があった方は申告の必要はありません。

問合 保険年金課国民健康保険G
内線21255~21299

小児慢性特定疾病児童等の医療費助成制度

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証を交付されている児童を対象に、医療機関で支払った医療費自己負担額を、市に申請することで助成が受けられます。

対象 「小児慢性特定疾病医療費医療受給者証」を交付された18歳未満の児童(20歳到達まで認められる場合あり)

内容 医療保険の自己負担額の助成(小児慢性特定疾病に係る自己負担のほか、それ以外の医療費全般に係る自己負担額)

持ち物

- ・ 印鑑、健康保険証
- ・ 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証
- ・ 領収証
- ・ 振込先口座番号のわかるもの

問合 保険年金課医療・年金G
内線21233・21224



ご存知ですか？ 福祉医療費助成制度

問合せ 保険年金課医療・年金G 内線2123・2124

福祉医療費助成制度は、下表に該当する方が医療機関にかかる場合、医療保険の自己負担額が無料になる制度です。この制度を利用するには、受給者証の交付を受けるなど申請が必要です。該当される方は、早めに手続きをしてください。

助成内容 (生活保護法など公的制度で医療費の助成をすでに受けている方は対象になりません)

区分	対象		助成内容	新規の申請手続きに必要なもの
	受給資格	所得等制限		
子ども医療	・0歳児から小学校3年生(9歳に達する年度末)まで ・入院のみ中学校卒業(15歳に達する年度末)まで(償還払※1)	無	医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証
	・小学校4年生から18歳に達する年度末まで(上記の場合を除く)	市民税所得割額5万円以下		
障がい者医療	・身体障害者手帳1級から3級、4級の腎臓機能障害または4級から6級の進行性筋萎縮症の方 ・療育手帳(A・B判定)の方 ・自閉症状態と診断された方	無	医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・自閉症状態については医師の診断書
母子・父子家庭医療	・18歳に達する年度末までの児童(以下「18歳以下の児童」という)を現に扶養する母子家庭の母、父子家庭の父 ・上記の母、父が扶養する18歳以下の児童 ・父母のいない18歳以下の児童	児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額	医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証 ・母子・父子家庭を証する書類(児童扶養手当、遺児手当の各証明書等) ・市町村民税課税証明書(該当する方のみ※2)
精神障がい者医療	・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方	無	医療保険の自己負担額	・印鑑、健康保険証 ・精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の写し
	・自立支援医療費(精神通院)を支給する旨の認定を受けた方		指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)	
後期高齢者福祉医療	75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上で次の要件に該当する方 ・障がい者および母子・父子家庭の父母で各福祉医療の受給要件に該当する方 ・戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者 ・精神障がい者、結核患者で公費負担の受給要件に該当する方 ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ・市民税非課税世帯に属するねたきりの方および重度、中度の認知症状態にある方 ・自立支援医療費(精神通院)を支給する旨の認定を受けた方(償還払※1)	・母子・父子家庭の父母の方は児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額 ・ねたきりおよび認知症状態の方は市民税が非課税の世帯	医療保険の自己負担額 ただし、自立支援医療認定による該当者は、指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)	・印鑑、健康保険証 ・障がい者の方は障がい者医療と同様 ・母子・父子家庭の方は母子・父子家庭医療と同様 ・精神障がい者の方は精神障がい者医療と同様 ・ねたきりおよび認知症状態の方は介護保険被保険者証、ねたきり・認知症状態のわかるもの(医師からの診断書等)、市町村民税課税証明書(該当する方のみ※2)

※1 償還払・・・一度医療機関で自己負担額を支払った後、後日市への請求により医療費の支給を受ける方法

※2 市町村民税課税証明書が必要な方

・平成28年7月までに申請する方で、平成27年1月2日以降に他市町村から転入された方
・平成28年8月以降に申請する方で、平成28年1月2日以降に他市町村から転入された方

平成28年第1回市議会臨時会

第1回市議会臨時会が5月12、13日

の2日間開かれ、議長に加藤則之氏、副議長に伊藤恵子氏が選出されました。

このほか、常任・議会運営・市民病院調査特別委員会委員の選出が行われ、新しい役員が決まりました。また、専決処分が2件承認されたほか、条例改正1件および人事案件1件が可決されました。

市議会新役員(敬称略)

◎委員長 ○副委員長

総務委員会

◎宇藤久子 ○上野聡久 日比野郁郎

加藤則之 加藤哲司 森口達也

山田真功

厚生病院委員会

◎安井貴仁 ○太田幸江 大鹿一八

本田雅英 後藤敏夫 長尾日出男

沖 廣

文教建設委員会

◎西山良夫 ○垣見啓之 垣見信夫

伊藤恵子 小山高史 服部哲也

議会運営委員会

◎本田雅英 ○垣見信夫

日比野郁郎 大鹿一八 後藤敏夫

長尾日出男 太田幸江

市民病院調査特別委員会

◎垣見信夫 ○山田真功 本田雅英

後藤敏夫 西山良夫 長尾日出男

安井貴仁 太田幸江 垣見啓之

▽専決第1号

専決処分の承認について(津島市市税条例等の一部を改正する条例)

地方税法等の一部改正に伴い、津島市市税条例等の一部を改正したため報

告し、承認を求めるものです。

.....承認

▽専決第2号

専決処分の承認について(津島市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部改正に伴い、津島市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正したため報告し、承認を求めるものです。

.....承認

▽議案第42号

市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

本市の行政運営に対する信頼を損ねた責任により、市長及び副市長の給与額を減額するものです。

.....可決

▽議案第43号

津島市監査委員の選任について

小山高史氏を選任し、同意を求めるものです。

.....同意

正・副議長就任あいさつ



議長 加藤則之氏



副議長 伊藤恵子氏

市民の皆様には、平素より、市議会に對しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

私たちは、去る5月12日の市議会臨時会におきまして、議員各位のご推挙により、議長、副議長に就任いたしました。誠に身に余る光栄であり、その使命

と責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

さて、人口減少時代の中、持続可能な行政運営や、地域の活性化は、地方公共団体にとって、まさに直面する重要課題であります。

また、地域の基幹病院の一翼を担う津島市民病院を核とした地域医療体制の充実も大変重要な課題であります。

こうした中、国と地方が総力を挙げて取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を国が策定し、津島市においても、「津島市人口ビジョン」および「津島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

山積する課題は、一朝一夕に解決できるものではありません。市当局とともに地方自治を担う車の両輪としての役割を果たし、常に市民の目線に立つて市当局の施策を厳正にチェックするとともに、真摯な議論を十分に重ねながら、地域社会の健全な発展と市民福祉向上のために、全力を傾注していく所存であります。

また、自ら研さんを深め、議会の改革、活性化にも努め、市民の皆様により一層信頼される議会をめざしてまいります。

市民の皆様には、今後とも市議会の活動や市政について、ご理解とご協力をお願い申し上げます、就任のあいさつといたします。

平成28年5月

議長 加藤 則之
副議長 伊藤 恵子

暴走族追放強調月間

6月1日(水)～30日(木)

暴走族をしない、させない、見に行かないと理解を深める運動にご協力をお願いします。

主唱 県、県警察本部、県青少年育成

成県民会議、市青少年問題協議会

問合 市青少年問題協議会(社会教

育課生涯学習(G)内線22002

「子どもの人権110番」強化週間

6月27日(月)～7月3日(日)

強化週間中は、相談時間を延長し、全国一斉に電話相談を実施します。

相談時間

平日 午前8時30分～午後7時

土・日曜日 午前10時～午後5時

※強化週間外は平日の午前8時30分～午後5時15分

内容 いじめ、虐待など、子どもの人権にかかわる悩みごと、心配ごとなどの相談

※相談内容の秘密は固く守られます。ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

相談専用電話

0120-007-110

(フリーダイヤル)

問合 名古屋法務局人権擁護部

052-95218111

内線1450

052-95218111